（仮称）養正こども園建設
基本計画策定・基本設計業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和８年 11 月

多治見市　保育幼稚園課

１．趣旨

（仮称）養正こども園建設基本計画策定・基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領(以下「本要領」という。） は、多治見市（以下「本市」という。）が(仮称）養正こども園建設基本計画・基本設計策定業務（以下「本業務」という。）の受託事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するためにその募集手続その他必要な事項を定めるものである。

２．目的

保育園・幼稚園の維持管理・更新を計画的かつ効果的に実施していくため、令和７年４月に養正小学校附属幼稚園、昭和小学校附属幼稚園、双葉保育園の統合案について方針を策定した。本業務を委託するにあたり、こども園の建築設計に対する企画提案の評価を行い、地域特性の理解度や、物理的な条件に対する創造的かつ柔軟に対応できる高い設計力・企画力等を有する設計者を選定することを目的とする。

３．業務の概要

（１）業務

ア （仮称）養正こども園建設基本計画策定業務

イ （仮称）養正こども園建設基本設計業務

（２）業務内容

ア （仮称）養正こども園の建設に係る基本計画策定（外構工事を含む。以下「基本計画」という。）

※詳細は「(仮称）養正こども園建設基本計画策定・基本設計業務委託特記仕様書（基本計画編)」のとおり。

イ （仮称）養正こども園の建設に係る基本設計（外構工事を含む。以下「基本設計」という。）

※詳細は「(仮称）養正こども園建設基本計画策定・基本設計業務委託特記仕様書（基本設計編)」のとおり。

（３）履行期間

ア 契約締結の日から令和 10 年６月 30 日まで

ⅰ 基本計画：契約締結の日から令和９年 11 月 15 日まで

ⅱ 基本設計：基本計画完了後から令和 10 年６月 30 日まで

（４）委託金額（提案参考額）

本業務における委託金額は 36,237,300 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

なお、令和８年度の支払限度額(消費税及び地方消費税を含む。） は 4,891 千円とする。

（５）選定方式

公募型プロポーザル

４．事業計画の概要

（１）建設予定地

多治見市平野町２丁目 79 番地 外

（２）敷地面積

概ね 4,100 ㎡

（３）地域地区等

・建蔽率 60％

・容積率 200％

・都市計画区域内（市街化区域）

・第一種住居地域

・建築基準法による第 22 条区域

（４）整備方針

別紙「養正小学校附属幼稚園・昭和小学校附属幼稚園・双葉保育園　統合園建設整備事業基本計画（多治見市統合型認定こども園整備基本構想)」（以下「基本構想」という。）による。

（５）延床面積

概ね 1,900 ㎡（新築部分のみ。基本計画において決定）

（６）建物配置

基本計画において決定

（７）担当部署(参加申込書等の提出窓口)

多治見市役所　駅北庁舎３階　保育幼稚園課

住所　〒507-8787　岐阜県多治見市音羽町１丁目 233 番地

電話　0572-22-1111　（内線 2341）

FAX　0572-23-8577

メールアドレス　hoikuyouchien@city.tajimi.lg.jp

５．参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、この公告日において次の（１）～（10）に掲げる条件を全て満たし、(11）の①から④の条件に該当しない単独企業とする。

（１）多治見市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

（２）多治見市競争入札参加資格審査要綱（平成元年告示第 91 号。以下「審査要綱」という。）第６条第２項の規定により建築設計の競争入札に参加資格があると認定されていること。

（３）審査要綱第７条第１項の規定により、①岐阜県又は愛知県内に本社又は②入札及び契約締結に関する会社代表者からの委任を受けた者を置いている支店若しくは③営業所として名簿に登録されていること。

（４）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（６）国税及び地方税を滞納していないこと。

（７）本公告日から契約締結までの間において、多治見市指名停止措置要領（平成２年告示第 45 号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

（８）多治見市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 22 年告示第 200 号）に基づく入札参加除外等の措置を受けている期間中でないこと。

（９）平成 28 年４月１日以降に、地方公共団体、社会福祉法人又は学校法人が発注した延べ床面積 1,000 ㎡以上（外部施設（倉庫等）の床面積は含めない。）の幼保連携型認定こども園、保育園又は幼稚園、教育施設の建築設計業務（基本設計及び実施設計）を受注し完了させた実績があること。

(10) 参加表明者と３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士の資格を有し、地方公共団体が発注した基本設計業務または実施設計業務を完了した実績がある管理技術者を配置できること。

(11) 次に掲げる者は、有資格者であっても本プロポーザルに参加できない。

① （仮称）多治見市養正こども園建築設計者選定委員会（以下「選定委員会」という。）委員及びその家族

② 選定委員会委員及びその家族が主宰、役員、顧問をしている営利組織に所属する者

③ 選定委員会委員が大学に所属する場合、その選定委員会委員の研究室に現に所属する者

④ 主催者の組織に所属する者

６．実施方式

（１）種別　　公募型プロポーザル方式

（２）審査方式　　２段階審査方式

（３）審査主体　　（仮称）多治見市養正こども園建築設計者選定委員会

委員会の委員構成

	氏　名	所属等
1	中村　研一	中部大学工学部建築学科　教授　委員長
2	恒川　和久	名古屋大学大学院工学研究科　教授
3	加茂　紀和子	名古屋工業大学社会工学科　教授
4	堀尾　裕生	都市計画部次長兼建築住宅課長
5	藤浪　貴大	精華小学校附属愛児幼稚園長兼幼保統括園長

７．実施スケジュール

内容	日時等
公告、実施要領等の公表	令和８年 11 月 25 日(水)～
参加申込質疑の受付期間	令和８年 11 月 25 日(水)～12 月　２日(水)
企画提案質疑の受付期間	令和８年 11 月 25 日(水)～12 月 14 日(月)
参加申込質疑への回答期限	令和８年 12 月　７日(月)
建設予定地及び既設幼稚園の現地見学	令和８年 12 月　８日(火)14 時 30 分～16 時 令和８年 12 月 11 日(金)14 時 30 分～16 時
参加表明書の提出期限	令和８年 12 月 15 日(火)
参加資格審査	令和８年 12 月 16 日(水)
企画提案質疑への回答期限	令和８年 12 月 18 日(金)
参加資格審査結果の通知	

企画提案書等の提出期限	令和９年　１月 14 日(木)
１次審査（書類審査）	令和９年　１月 26 日(火)
１次審査結果の通知	令和９年　１月 29 日(金)
２次審査 （プレゼンテーション・ヒアリング審査）	令和９年　２月 12 日(金)
２次審査結果の通知及び公表	令和９年　２月 26 日(金)

８．受託者の選定

（１）概要

① 提出された参加表明書等を基に、参加資格を満たしているか審査する。

② 参加資格を満たした者に対し、選定委員会による１次審査（書類審査）を実施し、２次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）参加者を選定する。

③ １次審査（書類審査）を通過した者に対し、選定委員会による２次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）を実施する。

④ 選定委員会で審議し、最優秀提案者、優秀提案者を決定し、最優秀提案者を契約相手方候補者に選定する。

⑤ 評価基準は「９．評価基準」に定めるとおりとする。

⑥ 各書類の作成にあたっては、別添資料の「(仮称) 養正こども園基本計画策定・基本設計業務委託公募型プロポーザル提出書類作成要領」を参照すること。

（２）実施要領等の公表

令和８年 11 月 25 日（水）から令和８年 12 月 15 日（火）まで

多治見市ホームページから入手すること。

（３）現地見学

ア．日時（両日とも同内容）

第１回：令和８年 12 月　８日(火)14 時 30 分から 16 時まで

第２回：令和８年 12 月 11 日(金)14 時 30 分から 16 時まで

イ．事前申込

本要領「４．事業計画の概要」の（７）担当部署へ、電子メールにて参加者名と連絡先（電話番号及び担当者メールアドレス）を事前に連絡すること。

（４）参加表明書及び企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア．提出期限【参加表明書】(様式第１～４号) 令和８年 12 月 15 日（火）16 時 30 分（必着）

【企画提案書】(様式第５～９号) 令和９年　１月 14 日（木）16 時 30 分（必着）

イ．提出先　　多治見市役所　駅北庁舎３階　保育幼稚園課

ウ．提出方法　　持参（開庁日の９ 時から 16 時 30 分まで）又は郵送

※郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するよう発送すること。

エ．提出書類　　要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

No.	提出書類	様式	添付書類等	部数
1	参加表明書	様式第１号		１部
2	会社概要書	様式第２号	会社パンフレット等	１部
3	業務実績調書	様式第３号	契約書及び業務完了を証するものの写し	１部
4	配置予定技術者調書	様式第４号	保有資格を証するものの写し	１部
5	企画提案書表紙①	様式第５号	提案者名記入	１部
6	企画提案書表紙②	様式第６号	無記名	６部
7	企画提案書	様式第７号	※１部を様式第５号と共にホチキス止め ※６部を様式第６号と共にホチキス止め	７部
8	業務工程表	様式第８号	市と受託者との役割分担を明確にし、業務スケジュールを示したもの	７部
9	参考見積書 （※本業務の見積書）	様式第９号	内訳書（任意様式）	１部
10	電子データ	―	様式第５号～８号をＰＤＦ形式のファイルに変換し、ＣＤ-ＲまたはＤＶＤ-Ｒにて、企画提案書と共に提出	１枚

（５）企画提案書の内容

テーマ別企画提案書は、基本構想および以下の前提条件を踏まえ、各テーマについて簡潔に記載すること（イメージ図含む）。

１．提案の前提

【現状】

① 現在の幼稚園（園舎）は、昭和 47 年建築の園舎（S 造平屋建て：延床面積 271.78 ㎡）と平成２年建築の園舎（RC 造２階建て：延床面積 595.56 ㎡）の２棟が屋根付きの外廊下でつながった構成である（別紙配置図参照）。

② Ｓ造の園舎は解体する予定であるが、ＲＣ造の園舎を解体するかどうかは今後の検討事項として残されている。

【プロポーザルの条件】

① 今回のプロポーザルでは、既存園舎をすべて解体・撤去するという前提で、新築する案を求める。

② 基本計画の段階で、ＲＣ造の園舎を解体するか、全部あるいは一部を残して増改築するかの検討も行うため、今回の提案の中で、新築する案と増改築する案の比較評価を簡潔に述べること（評価対象）。

③ ただし、今回のプロポーザルの評価は新築案を対象とし、増改築案そのものは評価対象とは

しない。

④ なお、基本計画の策定において、最優秀提案者の提案がそのまま基本計画のベースとはならない点に留意すること。

２．提出書類

・「テーマ１」から「テーマ４」を　Ａ３（２枚）に、「業務実施方針・業務工程表」をＡ３（１枚）にまとめること。なお、様式第７号（Ａ３用紙）を使用すること。

（ア）企画提案書

No.	テーマ	求める提案
1	子どもにとって快適な空間の提案	「安心できる居場所」と「やってみたいが生まれる環境」を両立させ、日々の保育の質（集中・挑戦・休息・交流）が自然に高まる空間を提案すること。
2	立地特性を活かした配置計画	建設予定地が小学校敷地と隣接し、古い住宅地内にあることを踏まえ、地域や隣接する養正小学校との連携、周辺環境に対する配慮について、本こども園に求められる要素を提案すること。
3	内部空間の諸室配置、園庭とのつながり方・活かし方	保育、教育の活動がスムーズにでき、園庭との繋がりにおいては、日常的に学びと遊びに取り込める提案をすること。
4	ライフサイクルコストへの配慮	建設時の初期費用に加え、供用開始後の維持管理費・修繕費・更新費・光熱水費等（ライフサイクルコスト）の低減手法を提案すること。 既存園舎の一部を残した場合の検討が簡潔に評価されていること。

（イ）業務実施方針・業務工程表

市、関係者、設計者の役割分担を明確にした具体的な業務実施方針、業務スケジュールを提案すること。

（６）質疑の受付

ア．提出期限　　【参加申込質疑】令和８年 12 月　２日（水）16 時 30 分（必着）
【企画提案質疑】令和８年 12 月 14 日（月）16 時 30 分（必着）

イ．提出先　　多治見市役所　駅北庁舎３階　保育幼稚園課

ウ．提出方法　　電子メール
※件名を「(仮称) 養正こども園建設基本計画策定・基本設計業務委託公募型プロポーザルに関する質問（法人等名称)」とすること。
※送信後、メール到着確認のための電話連絡を行うこと（電話番号：0572-22-1111　(内線 2341)）。

エ．提出書類　　質問書（様式第 10 号）　１部

オ．質疑回答　　【参加申込質疑】令和８年 12 月 ７日（月）16 時 30 分

【企画提案質疑】令和８年 12 月 18 日（金）16 時 30 分までに

ホームページで「質疑と回答」を掲載する。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

（７）参加資格審査

提出された参加表明書等（様式第１～４号）について審査する。

ア．実施日　　令和８年 12 月 16 日（水）

イ．審査結果通知書　　令和８年 12 月 18 日（金）までに文書及び電子メールにて発送

（８）１次審査（書類審査）

提出された企画提案書（様式第７、８号）について書類審査を実施する。

ア．実施日　　令和９年１月 26 日（火）

イ．審査結果通知書　　令和９年１月 29 日（金）までに文書及び電子メールにて発送

（９）２次プレゼンテーション・ヒアリング審査

提出された企画提案書（様式第７号）及び業務工程表（様式第８号）について審査する。なお、参考見積書（様式第９号）については、審査の対象としない。

ア．実施日　　令和９年２月 12 日（金）

イ．実施会場　　多治見市役所本庁舎（予定）

（多治見市日ノ出町２丁目 15 番地）

ウ．対象者　　１次審査通過者

エ．実施方法　　プレゼンテーション、ヒアリングによる最終審査

オ．実施内容　　企画提案書による説明を実施し、その後審査員が質疑を行う。

時間は１者 45 分程度（説明 20 分／質疑 25 分）

カ．出席者等　　出席者は当業務を担当する管理技術者を含め３人以内とする。プレゼンテーションでは、パソコンの使用を可能とする。ただし、スクリーンとプロジェクター（HDMI 端子）は市が用意し、接続するパソコンは企画提案者が持参すること。

なお、パソコン設置準備時間はプレゼンテーションの時間から除く。

キ．結果通知　　令和９年２月 26 日（金）までに文書にて発送（予定）

ク．その他　　プレゼンテーションでは、提案者を特定することができるような表現は行わないこと。

また、プレゼンテーションは提出された企画提案書（拡大したもの又はプロジェクター等を使用した拡大映像は可）のみを用いた内容説明とし、追加資料（模型、動画などを含む）の提出や使用は一切認めないものとする。

日時・場所は、１次審査を通過した者に対し別途通知する。

９．評価基準

評価基準は次のとおりとする。

（1） 1次審査（書類審査）

ア．選定委員会委員が評価項目ごとに評価を行う

イ．評価点は各選定委員 100 点満点とし、評価項目及び配点は次のとおりとする

評価項目		評価基準	配点／委員
テーマ別企画提案	テーマ No.1	理解度、的確性、独創性	20 点
	テーマ No.2		20 点
	テーマ No.3		20 点
	テーマ No.4		20 点
業務実施方針・業務工程		取り組む意欲が高く、協力する姿勢があるか。保育現場の要望等を十分ヒアリングし、柔軟に対応する体制及び手法があるか。	20 点
合計			100 点

ウ．選定委員会による審査を実施し、２次審査参加者を選定する。

（2） 2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

ア．選定委員会委員が評価項目ごとに評価を行う

イ．評価点は各選定委員 120 点満点とし、評価項目及び配点は次のとおりとする。

評価項目		評価基準	配点／委員
テーマ別企画提案	テーマ No.1	理解度、的確性、独創性	20 点
	テーマ No.2		20 点
	テーマ No.3		20 点
	テーマ No.4		20 点
業務実施方針・業務工程		取り組む意欲が高く、協力する姿勢があるか。保育現場の要望等を十分ヒアリングし、柔軟に対応する体制及び手法があるか。	20 点

ヒアリング	質疑に対する回答(考え方)の的確性、実現性	20 点
合計		120 点

ウ．各選定委員の評価点を合計し、選定委員会の合議の上、最優秀提案者、優秀提案者を選定する。

10．失格条件

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。

（１）提出書類の作成及び留意事項、提出方法、提出期限を遵守しない場合。

（２）提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。

（３）提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。

（４）提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。

（５）許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合。

（６）この要領に定める手続以外により、審査委員又は関係者と直接、間接を問わず意図的に接触した場合。

（７）審査の公平に影響を与える行為があったと認められる場合。

11．契約について

契約の締結は、選定された最優秀提案者と市との間で、提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様書の内容を定め、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号に定める随意契約の方法によることを原則とする。また契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約にあたり企画提案内容をもって、契約するとは限らないことに留意すること。

最優秀提案者との協議が不調となった場合には、優秀提案者と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結することがある。

12．留意事項

（１）本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
（２）本プロポーザルに参加することにより生じる費用は、すべて参加者の負担とする。
（３）天災その他のやむを得ない理由により選定審査を中止することがある。この場合において、中止によって生じた参加者の損害は、当該参加者の負担とする。
（４）提出書類は返却しない。
（５）提出書類の提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
（６）提出書類は参加表明者及び企画提案者に無断で審査目的以外に使用しない（契約相手方候補者を除く。）。
（７）提出書類は、審査目的の範囲で複製することがある。
（８）提出書類に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属する（契約相手方候補者を除く。）。
（９）市は、企画提案者から提出された企画提案書等について多治見市情報公開条例（平成９年多治見市条例第２２号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。
(10) 提出書類に含まれる第三者の著作物の公表・展示等の使用に関しては、全て企画提案者が当該第三者の承諾を得ておくこと。
(11) 参加表明書提出以後に参加辞退しても、以後における不利益取扱いはしない。
(12) 本業務に関して、企画提案者が１者のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の判断を行う。
(13) 本プロポーザルにおいて知り得た情報（周知の情報は除く。）は、本プロポーザルの目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。また、本プロポーザルに関わりがなくなった時点で、市から入手した資料及び知り得た情報については、適切に破棄すること。
(14) 選定されなかった事業者は、プレゼンテーション・ヒアリング審査の結果を通知した翌日から起算して７日（土日及び休日を含む。）以内に、書面を持参又は郵送により、選定されなかった説明を求めることができる。なお、その回答は書面で行うものとする。
(15) 本プロポーザルの手続については、本実施要領に記載している事項のほか、公告及び業務委託仕様書、提出書類作成要領によるものとする。
(16) 本業務の受注は、（仮称）多治見市養正こども園に係る実施設計等、本業務以降に多治見市が発注する業務の受注を制限するものではない。